

一般廃棄物(マッサージチェア等の健康器具)処理業務委託仕様書

この仕様書は、一般廃棄物（マッサージチェア等の健康器具）処理業務に必要な事項を定めるものであり、甲乙の表記については契約書に準ずるものとする。

1 業務の履行場所

- (1) 住 所 和歌山市湊1342番地8
- (2) 施 設 名 スtockヤード

2 業務の内容

- (1) 乙はマッサージチェア等の健康器具の一般廃棄物（以下この仕様書において「一般廃棄物」という。但し第3項及び第4項を除く。）の処理を行う。なお引き取りした一般廃棄物は乙の責任において付近住民に迷惑をかけないように処理すること。
- (2) 一般廃棄物の搬出時間は午前8時30分から午後4時までとし、搬出日は甲が指定する日とする。なお、搬出にあたっては、甲の指示に従い安全に留意し搬出すること。
- (3) 計量については、その都度青岸Stockヤードにおいて一般廃棄物の量を計量し、甲乙双方で確認するものとする。
- (4) 実績報告については当該月の処理数量を実績報告書にて甲に報告し、確認を受けるものとする。但しこの場合において10kg未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (5) 業務遂行に必要な作業員及び車両等については、乙の責任のもと必要な人員、車両等を乙の負担で配置し、車両等に必要な経費、燃料等は乙が用意する。但し搬出時の機器等の貸与については甲乙協議して定める。
- (6) 搬出時には、伝票等相互に確認すること。
- (7) 一般廃棄物以外に属するものや金品等を発見したときは、速やかに甲に報告する。

3 業務に必要な条件

- (1) 和歌山市の一般廃棄物処分業（金属くず）の許可を受けた者であること。
- (2) 業務を円滑に進め早急に搬出、運搬できる車両を保有または用意できること。

4 車両等について

乙は車両等の運行について、一般廃棄物収集運搬許可車両を使用し、事前に車両重量等のカード登録すること。

車両等は日常の整備・点検等を行うこと。また、常に安全性に配慮した運転を心がけ、事故等のないよう留意すること。

- (1) 運搬に使用する車両等は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。
事故等緊急の場合は速やかに甲へ報告し、誠意をもって相手側と協議の上、保険・賠償等について乙が責任をもって対処すること。
- (2) 車両等及び機器等の運転に関して、運転技能講習修了者及び公安委員会が交付する 運転免許証を所持している者を配置すること。
- (3) 車両建物等に損傷を及ぼした場合、速やかに甲へ報告し、早急に復旧措置を講ずること。
- (4) 代替車両を使用する場合は、事前に甲へ報告し了承を得ること。

5 年間処理委託予定量

約 38 t

※上記予定量は、あくまで予定量であり、実際の処理委託量が予定量を超える場合であっても、予定量を下回る場合であっても、委託料を変更することなく、契約による支払となる。

また、実際の処理量に予定量を比して増減が生じた場合であっても、乙は甲の指示に従い、業務を誠実に履行すること。

6 処理残渣

- (1) 乙は、業務委託により発生する処理残渣を不燃物と可燃物に分別し一般廃棄物として甲の指定する場所へ返還する。
- (2) 乙は、甲から引き取ったマッサージチェア等の健康器具から生じる処理残渣以外は、含んではならない。乙は、これに違反した場合、甲が行う一切の措置について異議を唱えることはできない。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない軽微な事項については、甲の指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、必要に応じて甲乙協議の上、協議簿により決定事項を双方確認するものとする。

8 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）はストックヤードの一般廃棄物（マッサージチェア等の健康器具）処理業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は一般廃棄物（マッサージチェア等の健康器具）処理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（計量）

第4条 甲は、一般廃棄物（マッサージチェア等の健康器具）の量を計量し、別紙仕様書に基づいて1月ごとに積算する。この場合において、10kg未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（契約金額）

第5条 委託金の額は、10kg当たり 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要あると認めたときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（委託業務内容の変更等）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。「以下この項において同じ。」）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により発生した損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行分に相応する契約金の額を減額して、甲に契約金額の請求をしなければならない。

- 2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、甲が乙に対し、契約金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(支払遅延による利息の請求)

第12条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により第14条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(確認)

第13条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める様式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果、補正を命ぜられるときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 乙は、処理すべき委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により契約期間中に委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、契約金額の100分の10に相当する違約金の請

求を妨げないものとする。

- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する契約金を乙に支払わなければならない。

第16条 甲は、必要があるときは乙に対して契約を解除することができる。

- 2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第19条 乙は、甲の債務不履行の場合のほか、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。

2 第15条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第20条 甲は、第13条の規定による確認の日から1年間、乙に対して、委託業務に基づくものと判断される損害が生じたときは、無償にて修補を請求することができる。

2 甲は、前項の修補に代え、又はその修補とともに損害賠償を乙に請求することができる。
(損害金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき契約金額と相殺し、なお不足のときは乙に追徴する。
(守秘義務等)

第22条 乙は、委託業務の処理する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
(管轄裁判所)

第23条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。
(補則)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議し定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙